



市民と歩む会
かしわの たいすけ
柏野 大介 委員



問 恵庭市の強み・弱みは。

答 産業連関表でまとめた19の産業分類の輸移出額で見ると食品の割合が特に高い傾向があり、平成17年と比較した割合は減少したものの依然として高く、域際収支に貢献をしています。

一方、生産波及効果は、ほぼ全ての産業で低下しており、地域内取引の減少が課題です。

問 食料品の黒字が減少した要因は。

答 原材料費等の上昇が主な要因であると推察している。

問 食料品や機械の特化係数、付加価値生産額の高さを考えると、これらの分野で流出を減らして域際収支を黒字化する取組が重要。令和8年の取組をどう強化するのか。

答 市内企業同士の取引の促進に加え、業種の異なる企業との連携により、新たな機会を創出し、さらに地域内で循環を高めるような施策を展開してまいりたい。

問 観光でも、消費額を伸ばすだけでなく、波及することが成果。波及効果を高める取組をどう進めるか。

答 自然体験コンテンツの充実、2次交通の充実等により、消費波及を促していきたい。

居住支援体制の拡充について

問 セーフティネット専用住宅など、公的支援住宅確保の取組は。

答 民間賃貸住宅の空き室が少ないことなどが課題。補助制度の周知を図りながら、取組を推進したい。

問 居住支援協議会の設置が必要ではないか。

答 現在、住宅セーフティネット関連部会で住宅確保要配慮者が入居した場合の課題や対応状況、不動産事業者や福祉事業者が抱える課題などを整理した上で、実効性及び設立の必要性について調査研究したいと考えています。

問 火災の罹災者に対する緊急的な住まいの確保はどうか。

答 市営住宅は、公募の例外を災害対策基本法に定める災害等に限定しているので、通常は（公募なしで）市営住宅には入居できない。

問 2月の集合住宅火災のようなケースでは緊急的な入居できないということか。

答 住宅に損害を受けた方の一時的使用については、緊急性等を踏まえ、本来の入居を阻害しない範囲で、目的外使用の適用を行った。

問 罹災者が必要な支援につながるまでに時間を要したと聞いた。連携体制の課題は。

答 今回の事案では、時間を要したことなど、申し訳なく思っている。重要なことは、初めに相談を受けた部署がしっかりと話を聞いて寄り添った対応をすること。そうした体制が構築できるよう進めていきたい。

問 緊急時、夜間などでも判断できる人につながる体制が必要では。

答 判断につながる体制は初期行動で決まる。初めに相談を受けた部署がしっかりと聞き取って適正な部署につながるということを進めたい。

問 生活困窮者自立支援法の居住支援も、恵庭市としては実施をしていない。緊急時の対応としては必要では。

答 居住支援事業は、生活困窮者自立支援事業の中の任意事業と位置づけされており、緊急的な対応については、該当させることにはならないと考えています。

その他の質問項目

人口ビジョンの見直し、体育館の利用促進、子ども・子育て支援金による負担増、消防団を核とした地域防災力の強化、小中一貫教育、子ども支援における所得制限の撤廃、健全な財政運営、新たなサイクルセンターにおける対象品目の拡大、水道分野における官民連携の導入判断

経済循環分析に基づいた産業振興

問 恵庭市では、これまで企業誘致を中心とした産業振興を図ってきました。産業連関表によると20年前と比較しても産業全体の自給率は低下しており、域内の消費が増加をしても、波及効果は限定的となっていることが指摘されています。

産業の振興を図る上では、域外への流出を抑制し、域内での消費を高める取組が重要だと考えますが、地域産業活性化に向けた取組について伺います。

答 市では、「第3期恵庭市中小企業振興基本計画」を策定し、「地域内再投資力」の強化に向け、「地域循環型経済の確立と産業間連携の強化」など6つの基本戦略を掲げ、各種施策の推進に努めることとしております。



民主・春風の会
武藤 光一 委員



恵庭市営住宅窓口センター

市営住宅指定管理者制度

問 市営住宅指定管理者制度の導入の現状と課題について伺います。

答 現状では、本市における市営住宅入居者の高齢化や単身世帯化、共働き世帯の増加などの多様化する入居者ニーズに対して「管理運営体制の強化」や「新たな入居者サービス」の提供を図ることを目的とし、本年4月1日からの運用開始に向けた「恵庭市営住宅窓口センター」の開設に向け、事務所内の改修や市との事務引継ぎを進めています。
課題については、市営住宅の管理運営業務を指定管理者へ移行するにあたり、これまで市と入居者間で構築してきた信頼関係などを、どのように引き継いでいくかが課題だと考えています。

問 恵庭市営住宅窓口センターは、どこ

に設置される予定か。体制と休日などの入居者対応はどのようになるのか伺います。

答 設置場所は、入居者の利便性確保や市との連携を考慮し、市役所庁舎に近接した末広町の物件を市で賃貸借しました。

窓口センターの体制は、責任者となるセンター長が1名、受付事務担当職員が2名、巡回担当職員2名の計5名の専従職員で開設する予定であり、指定管理者業務に付随する経理事務などは、事業所本社で担い、空き家修繕など管理サービスは地元企業と連携し対応する予定です。
夜間・休日のトラブルに対する入居者対応は、フリーダイヤルで24時間対応できる体制となっています。

問 今後の市と指定管理者との連携体制のあり方について伺います。

答 市営住宅の管理運営は、多様化する入居者ニーズや複雑な関係法令に対応してい

かなければならないことから、経験や実績に応じたノウハウが重要であり、市と指定管理者が相互連携を図り、様々な事案に適切に対応しなければならぬと考えています。
今後の運用にあたっては、より効率的な管理運営を図っていくとともに、一方で困難事案が発生した場合などは、市と指定管理者が協働し対応に当たると、弾力的な連携体制を構築し安全で安心な住環境を提供したいと考えています。

学校給食食材高騰対策

問 学校給食食材高騰対策事業の現状と課題について伺います。

答 令和8年度に補填する額としては、小・中学校全体で、約7700万円を予算計上し、保護者の負担軽減に努めたいと考えています。

課題は、令和4年度には約1400万円だった補填額が、令和7年度には約5300万円と年々増加し、財源として主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当していますが、今後も制度が継続するかについては不透明であり、持続的な財源確保が課題と認識しています。

問 物価高騰対応重点地方創生臨時交付金を主に財源とするということですが、予算額はいくらになりますか。

また、他の財源などを活用しているのであれば、あわせてお聞きたいです。

答 臨時交付金は6000万円を計上

しており、本市の子育て基金についても約1700万円を予定しています。

問 小学校で現行の給食水準を維持するためには、国などの交付金だけでは賄いきれないとのことでした。

令和7年度と比べ、全体でどのくらいの食材費を見込み、不足部分についてどのように対応するのか伺います。

答 令和7年度は小学校給食食材費としまして、約2億1600万円を見込んでいましたが、令和8年度は現行の給食水準を維持するため、約2億3400万円を見込んでいます。
1か月5200円が基準額とされている負担軽減交付金を試算すると、約1億9100万円となり、本市では、約4300万円の不足額と見込んでいますが、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金などを活用し、小学生の学校給食については保護者負担を求めず、現状の給食の水準を維持したいと考えています。

その他の質問項目

令和8年度予算の考え方、令和8年度予算の財源、中期財政収支見通し、国際交流・多文化共生、地域共生社会の実現、基幹相談支援センター（仮称）花と緑の文化センター、全国花のまちづくり恵庭大会、車両センター運営委託、恵み野中央公園改修事業、島松地区複合施設整備事業、カリンバ遺跡史跡整備事業、下水道管路ストックマネジメント、下水道管路整備事業、下水道処理場整備事業



自由民主党議員団

翡翠会
こはし かおる
小橋 薫 委員



多子世帯の保育料 軽減事業について

問 少子化が進行する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することは、本市の重要施策の一つです。市長は令和7年第4回定例会の所信表明で、「第2子以降の保育料無償化を進め、働きながら安心して子育てができる社会の実現を目指す」と表明されました。この表明は、多子世帯の経済的負担軽減に向けた本市の姿勢を示すものであり、多くの子育て世帯から期待が寄せられています。

答 第2子以降の保育料無償化に関する現在の検討状況について伺います。

問 現行の保育料については、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの全ての世帯及び0歳から

2歳までの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となっています。

また、多子世帯の保育料については、国の制度では保育所等に通っている子どものうち、第2子を半額、第3子以降を無償とすることを基本とし、世帯の年間収入がおよそ360万円未満の世帯については、最年長の子どもに年齢にかかわらず第2子を半額、第3子以降を無償としています。

本市においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象となる世帯の年間収入をおよそ640万円未満まで引き上げたうえで、国が半額としている第2子の保育料を無償としています。

本市では、更なる子育て環境の充実を図るうえで保育料の軽減は重要だと考えており、加えて近年、道内では所得制限を撤廃し、第2子以降の全ての児童の保育料を無償化する動きが広がりつつあることなども踏まえ、多子世帯の保育料の更なる負担軽減について、具体的に検討を進めています。

問 保育料の変更は子育て世帯の家計に直接影響する重要な施策です。対象となる子育て世帯にとってできるだけ早期の実現が望まれます。

答 令和8年度の取組について伺います。

問 本施策は多くの子育て世帯が対象となる重要な制度変更となりますので、準備期間を確保して円滑に実施する必要がありますと考えており、負担軽減の規模や継続的な財源の確保について検討を行う予定です。

8年度の予算案では、保育料を算定するために必要となるシステム改修に係る経費を計上しており、検討する制度の内容に応じた改修を今年度実施してまいりたいと考えています。

問 第2子以降の保育料の無償化拡充の実施スケジュールについて伺います。

答 保育料に関しては、条例の改正が必要となり、市民及び実際の保育を行っている市内教育保育施設への周知等を順次進めながら、令和9年度の実施を目標としています。

市民提案制度(案) 推進事業について

問 事業内容(概要)と期待される効果や課題について伺います。

答 恵庭市まちづくり基本条例に基づく市民参画の場の一つとして、市民がまちづくりや地域の課題解決につながる企画やアイデアを市に直接提案できる仕組みとして、市民の多様な提案を

政策に生かし、市民によるまちづくりを進めようとするものです。現在、行政改革推進委員会において詳細な運用ルールについて審議が進められており、現段階での制度概要は提案できる方は、年齢制限を設けず、市内在住者のほか、通勤通学者や市内で活動する法人・個人・団体としています。

提案者は、提案内容を所管課と一緒に具体的政策として精査し、行政改革推進委員会での審議を経て議会に報告した後、採否を決定し事業化する内容となっており、「市民参画の推進」、「市民の自由な発想の活用」、「協働のまちづくり文化の醸成」といった効果を期待しています。

考えられる課題は、市民提案で受け付ける「政策提案」と「地域要望」の定義の整理や新たな制度の実施にあたっての幅広い周知と理解の醸成、提案内容の審議プロセスの公表や提案者へのフィードバックなど制度の透明性と信頼性の確保といった課題があると考え、こうした効果や課題について、現在、行政改革推進委員会において議論を重ねており、年内の制度設計を目指してまいりたいと考えています。

その他の質問項目

令和8年度の予算編成について、物価高騰に対する経済対策について、公共施設等総合管理計画について、恵庭市行政改革大綱2026について、第6期総合計画について



公明党議員団
のざわ ひろき
野沢 宏紀委員



予算編成について

問 原田市長は、新年度予算を「第6期総合計画がスタートする令和8年度予算」未来ひらく つながり広がる文化創造都市づくりがここからはじまる」とされました。この予算編成の考え方について、お伺いします。

答 令和8年度は「第6期総合計画」の初年度であり、今後10年間の恵庭のまちづくりがスタートする重要な1年です。近隣では、ラピダス社の量産体制整備やポールパークを核とした周辺整備、GX金融・資産運用特区指定など、様々な動きがみられます。本市においても、こうした新たな動きに対応するための準備を着実に進めており、令和8年度は、これらを含め、これまで私たちがふくらませてきた夢を、希望から現実へ、未来をひらくまちへと



恵庭市立図書館改修基本計画(案)

歩みを進めていくための方向性を示す「第6期総合計画」実現への第一歩であり、将来を見据え着実にまちづくりを進めてまいりたい、と考えています。

問 今回「第6期総合計画」において、文化創造都市を目指す、との恵庭の未来像が示されたことは、大変素晴らしいことだ、と思っております。この予算編成における、市長のまちづくりへの思いを伺います。

答 昨年の所信表明の中でも、まちづくりについてお話し、それを実現する第一歩として、この予算を編成したところであり、市民に correspond させていた公約の一部についても着手したところではあります。

また、(北海道文教大学)地域創造(研究)センターの役割も非常に大きかった、と思っております。その掲げ

られた大きな示唆にも沿って、これからはしっかりと、令和8年度予算の執行に努めてまいりたい、と思っております。

恵庭市立図書館改修基本計画(案)について

問 恵庭市立図書館改修基本計画(案)について、計画(案)の内容及今後の進め方等について、伺います。

答 恵庭市立図書館は、建設から33年が経過し老朽化が進む一方、目標耐用年数が27年残っていることから、長寿命化と機能強化を図る改修基本計画を策定したところです。

計画(案)では、市民意見を踏まえた「つながる図書館」の実現に向け、館内を「動のゾーン」と「静のゾーン」に再編するとともに、カフェ・交流スペースの整備や恵み野中央公園との一体的な利用環境の向上を図る、といった増築案を中心に整理しております。

また、事業手法につきましては、設計に民間の運営ノウハウを取り入れやすく、事業成立性が高いPFI的手法のひとつの、DO方式が最も適切と評価したところです。次に、今後の進め方についてですが、現時点では、令和8年度に公募資料を作成し、令和9年度に公募・事業者選定を行った後、令和

9年度から令和10年度にかけて基本・実施設計を進め、令和11年度に改修工事を実施し、令和12年度から15年間にわたり維持管理・運営を行う予定と考えています。

問 この計画(案)は、恵み野中央公園との一体的利用というところもありますので、そういう点も含めて、市民の皆様にもよく理解していただきたいながら、しっかりと進めていただきたいと思えます。

答 多くの市民の皆様にも知っていただけのように、市のホームページへの掲載や図書館内に(計画の)概要版の設置や今後パブリックコメントの実施も予定しています。今後、心豊かに暮らせるまちの、つながる図書館となるよう、計画(案)の内容を市民の皆様を知っていただけるように周知してまいりたいと考えています。

その他の質問項目

財政状況及び今後の財政運営について、行政改革の推進について、北海道文教大学地域創造研究センターについて、地域防災力の向上について、花と緑のまちづくりについて、恵み野中央公園改修事業について、重層的支援体制整備事業について、地域子育て相談機関について、上・下水道事業について